

前橋市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市犯罪被害者等支援条例（令和3年前橋市条例第117号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を被ったときに市内に住所を有する者
- (4) 犯罪被害者遺族 犯罪被害を被った者の家族又は遺族で、犯罪被害者が犯罪被害を被ったときに市内に住所を有する者

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に対して、見舞金を支給することができるものとする。見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ各号に定める者に対して支給する。ただし、他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けた場合にあっては、当該金銭給付の価額の限度において、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（第4条第2項による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

(見舞金の支給対象者)

第4条 遺族見舞金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給対象者と認めた者
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とすることができる。
- 3 重傷病見舞金の支給対象者は、犯罪被害者とする。ただし、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による負傷又は疾病などにより申請が困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理として申請することができる。
- 4 第2項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族の1人に対して行った遺族見舞金の支給、並びに第3項の場合において、代理として申請した者の1人に対して行った重傷病見舞金の支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（見舞金の支給額）

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 一事件につき30万円
 - (2) 重傷病見舞金 一事件につき10万円
- 2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として、当該犯罪被害者遺族に支給できるものとする。

（見舞金の支給制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に

親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合、その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に、当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合。
- (3) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が、前橋市暴力団排除条例（平成23年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員及び前橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等である場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたことや、犯罪被害者又は犯罪被害者遺族と加害者との関係、その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合。

（見舞金の申請）

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）

は、犯罪被害者等（遺族）見舞金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の住所を証明できる書類
- (2) 犯罪被害者と遺族見舞金申請者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）又はその他地方公共団体の長が発行する証明書
- (3) 犯罪被害者が遺族見舞金申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等（重傷病）見舞金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者の住所を証明できる書類
- (2) 犯罪被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは、申請することができない。ただし、申請期限内に申請をしないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、当該申請を行った者に犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等見舞金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(見舞金の支給時期)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第12条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請を行った者が、支給を受ける資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。